

議案第 2 2 号

高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例
の一部改正について

高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例の一
部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例の一部
改正の概要について

1 改正理由

本町の町道及び法定外公共物に係る占用料については、道路法施行令（以下「令」という。）及び栃木県道路占用料徴収条例（以下「県条例」という。）に準じて定めています。

道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年12月14日政令第378号）が公布されたことにより、栃木県においても県条例の一部を改正し、令和6年4月1日から道路占用料を改定することから、本町も令及び県条例に準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例において定めている占用料について、本町に適用される令及び県条例の別表中第四級地に係る占用料に改めます。

3 施行日

令和6（2024）年4月1日

高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例の一部を改正する
条例

(高根沢町道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 高根沢町道路占用料徴収条例(平成17年高根沢町条例第7号)の一部を次のよう
に改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係) 道路占用料表				別表(第2条関係) 道路占用料表			
占用物件		単位	金額 (円)	占用物件		単位	金額 (円)
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき年 額	480	法第32	第1種電柱	1本につき年 額	420
	第2種電柱		730	条第1	第2種電柱		650
	第3種電柱		990	項第1	第3種電柱		880
	第1種電話 柱		430	号に掲 げる工 作物	第1種電話 柱		380
	第2種電話 柱		680	第2種電話 柱	610		
	第3種電話 柱		940	第3種電話 柱	830		
	その他の柱 類		43	その他の柱 類	38		
	(略)	長さ1メー トルにつき年 額	(略)	(略)	長さ1メー トルにつき年 額	(略)	
	地下に設け る電線その 他の線類		3	地下に設け る電線その 他の線類		2	
	路上に設け る変圧器	1個につき年 額	420	路上に設け る変圧器	1個につき年 額	370	
地下に設け る変圧器	占用面積1平 方メートルに つき年額	260	地下に設け る変圧器	占用面積1平 方メートルに つき年額	230		
変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話	1個につき年 額	850	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話	1個につき年 額	760		

	所				所		
	郵便差出箱		<u>360</u>		郵便差出箱		<u>320</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき年額	<u>870</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき年額	<u>960</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき年額	<u>850</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき年額	<u>760</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき年額	<u>18</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき年額	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>77</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>180</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が0.7メ		<u>260</u>		外径が0.7メ		<u>230</u>

	一メートル以上 一メートル未満のもの								
	外径が一メートル以上のもの								510
									450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき年額						850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき年額	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額					
	上空に設ける通路								430
	地下に設ける通路								260
	その他のもの								850
法第32条第1項第6号に掲げる物件	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき日額						9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき月額						87
道路法施行令（昭和27年政	看板（ア）一チ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき月額						87
	その他		表示面積1平方メートルにつき月額						870
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき年額						760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき年額	Aに0.005を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額					
	上空に設ける通路								480
	地下に設ける通路								290
	その他のもの								760
法第32条第1項第6号に掲げる物件	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき日額						10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき月額						96
道路法施行令（昭和27年政	看板（ア）一チ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき月額						96
	その他		表示面積1平方メートルにつき月額						960

令第47号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	るもの	のものを除く。)	方メートルにつき年額		令第47号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	るもの	のものを除く。)	方メートルにつき年額	
	標識		1本につき年額	680	標識			1本につき年額	610
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき日額	9	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき日額	10	
			その他	1本につき月額			87	その他	1本につき月額
	幕 (令第7条第4号に掲げる)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき日額	9	幕 (令第7条第4号に掲げる)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき日額	10	
			その他	その面積1平方メートルにつき月額			87	その他	その面積1平方メートルにつき月額
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき月額	870	アーチ	車道を横断するもの	1基につき月額	960	
			その他				430	その他	
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき年額	850	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき年額	760	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルに	87	令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルに	96	

及び同条第5号に掲げる工事用材料		つき月額		及び同条第5号に掲げる工事用材料	つき月額		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		76	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき年額	Aに0.014を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき年額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額			地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額				
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	令第7条第9号に掲げる施設	(略)	(略)	
令第7条第10号に掲げる施設	建築物	Aに0.022を乗じて得た	Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	建築物	Aに0.023を乗じて得た	

げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	額 Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	額 Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(略) Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		(略) Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空に設けるもの	(略) Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空に設けるもの	(略) Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 高根沢町法定外公共物管理条例（平成17年高根沢町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第6条関係） 占用料表	別表（第6条関係） 占用料表

占用物件		単位	金額 (円)	占用物件		単位	金額 (円)
電柱、 電線、 変圧塔 等その 他これ らに類 する施 設	第1種電柱	1本につき年 額	480	電柱、	第1種電柱	1本につき年 額	420
	第2種電柱		730	電線、	第2種電柱		650
	第3種電柱		990	変圧塔	第3種電柱		880
	第1種電話柱		430	等その	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		680	他これ	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		940	らに類	第3種電話柱		830
	その他の柱類		43	する施	その他の柱類		38
	(略)	長さ1メー トルにつき年額	(略)	(略)	長さ1メー トルにつき年額	(略)	
	地下に設ける 電線その他の 線類		3	地下に設ける 電線その他の 線類		2	
	路上に設ける 変圧器	1個につき年 額	420	路上に設ける 変圧器	1個につき年 額	370	
地下に設ける 変圧器	占用面積1平 方メートルに つき年額	260	地下に設ける 変圧器	占用面積1平 方メートルに つき年額	230		
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個につき年 額	850	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個につき年 額	760		
郵便差出箱	1個につき年 額	360	郵便差出箱	1個につき年 額	320		
広告塔	表示面積1平 方メートルに つき年額	870	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき年額	960		
その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき年額	850	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき年額	760		
水道 管、下 水道 管、ガ ス管等 これら に類す る施設	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メー トルにつき年額	18	水道	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メー トルにつき年額	16
	外径が0.07メ ートル以上0. 1メートル未 満のもの		26	管、下 水道 管、ガ ス管等 これら に類す る施設	外径が0.07メ ートル以上0. 1メートル未 満のもの		23
	外径が0.1メ ートル以上0.		38		外径が0.1メ ートル以上0.		34

	15メートル未満のもの				15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		
	外径が1メートル以上のもの		510		外径が1メートル以上のもの		450		
露店、その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき日額	9		露店、その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	10		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき月額	87		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき月額	96		
看板、標識等	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき月額	87	看板、標識等	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき月額	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき年額	870			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき年額	960
	標識		1本につき年	680	標識		1本につき年	610	

		額				額	
旗ざお	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	1本につき日 額	<u>9</u>	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	1本につき日 額	<u>10</u>
	その他 のもの	1本につき月 額	<u>87</u>		その他 のもの	1本につき月 額	<u>96</u>
幕	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	その面積1平 方メートルに つき日額	<u>9</u>	幕	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	その面積1平 方メートルに つき日額	<u>10</u>
	その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき月額	<u>87</u>		その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき月額	<u>96</u>
	アーチ	1基につき月 額	<u>870</u>		アーチ	1基につき月 額	<u>960</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高根沢町道路占用料徴収条例及び高根沢町法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料から適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。